

被災者生活再建支援金の申請について

熊本地震による住宅の被害の程度や再建方法に応じて支援金が支給される制度です。まだ申請されていない方はお早めにお問い合わせください。

《支給対象者》

罹災証明書の判定が大規模半壊以上の方

【基礎支援金】

住宅の被害の程度に応じて支給される支援金

○支給額

基礎支援金		区分		支給額
単数世帯	複数世帯 〔世帯の構成員が 複数の世帯〕	全壊世帯 解体世帯	大規模半壊	
	全壊世帯 解体世帯	大規模半壊	単数世帯	75万円
		大規模半壊	単数世帯	37.5万円

※「大規模半壊」区分にて申請後、やむを得ない理由から住宅を解体した場合、「解体」区分での差額申請は可能です。

【加算支援金】

住宅の再建方法に応じて支給される支援金

○支給額

加算支援金		区分		支給額
単数世帯	複数世帯 〔世帯の構成員が 複数の世帯〕	建設・購入	建設・購入	
		補修	補修	100万円
		賃貸	賃貸	50万円
		建設・購入	補修	150万円
		補修	賃貸	75万円
		賃貸	賃貸	37.5万円

※被災当初、「賃貸」区分にて申請後、その後の将来設計として住宅を新築した場合、「建設・購入」区分での差額申請は可能です。

【申請期限】

令和2年5月13日(水)

災害義援金関係について

熊本地震で被災された方々に配分される義援金です。まだ申請されていない方はお早めにお問い合わせください。

【一部損壊義援金】

罹災判定が「一部損壊」の世帯が対象です。生活に欠かせない箇所の修理費用が左記のとおりかかった場合に支給されます。

※内装や外構のみの工事、家電製品の修理は除く。

▼支給額

修理費用30万円以上100万円 6万円
修理費用100万円以上 16万円

【非課税世帯】

熊本地震で被災された方々のうち、非課税世帯への義援金追加配分を行っております。

▼支給額

全壊・解体世帯 20万円
半壊世帯 10万円

※注意事項

①罹災証明書上の世帯員が全員亡くなられた場合は対象外

②一部村外に転出した世帯員がいる場合でも転出先市町村で取得した課税所得証明書等の提出を求める

③震災後、新たな世帯員が転入で増えた場合は、要件に含めない

④課税所得証明書は平成30年度のもの

【申請期限】

令和2年3月31日

復興むらづくり計画改定に係る

パブリックコメントの実施について

去る12月20日に第3回復興むらづくり計画改定委員会を開催し、今回の改定計画案の内容についておおむね了承されました。

仮設住宅の解消に向けた取り組みや立野・黒川地域を中心とした新たな賑わいづくり、国の直轄砂防事業など当初計画よりも具体的な内容を盛り込んでいきます。

12月下旬からパブリックコメント(意見公募)を実施していますので、村民の皆さまのご意見等をお聞かせください。



第3回復興むらづくり計画改定委員会の様子